

都留市水道事業ビジョン(2021)改訂版(案) の公表について

都留市パブリック・コメント制度実施要綱に基づき、都留市水道事業ビジョン(2021)改訂版(案)を公表します。

事項	内容
施策等の案の名称	都留市水道事業ビジョン(2021)改訂版(案)について
施策等の案を立案した趣旨、目的及び背景	<p>公営企業は、使用料収入をもって経営を行う「独立採算制」を基本原則としながら、市民生活に必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたり、その本来の目的である公共の福祉を増進していくことが求められています。</p> <p>令和3年3月に都留市水道事業ビジョン(2021)を策定してから約5年が経過し、その間に、第2次都留市水道事業・簡易水道事業経営戦略の計画の策定がありました。令和7年度に計画期間の中間点を迎えることから、これまでの取組を評価、見直しを行い、実効性のある計画とするため、「都留市水道事業ビジョン2021改訂版」を策定します。</p>
施策等の案の概要	<p>第1章 ビジョン改訂にあたって 第2章 水道事業の概要 第3章 将来の事業環境 第4章 水道事業の現状と課題 第5章 施策と取り組み</p>
施策等の案を立案する際に整理した論点	<p>(1) 現状分析 ・将来環境から見た現状と課題の抽出(第3章関係) ・事業計画から見た計画値と実数値の乖離の見直し(第3章関係) ・現状及び課題分析(第4章関係)</p> <p>(2) 経営の基本方針の見直し及び取り組み ・経営比較分析と実績に基づく事業経営評価(第4章関係) ・経営健全化に向けた3つの基本方針及び9施策立案及び達成のための取り組み(第5章関係)</p>
市民等が施策等の案を理解するためには必要な関連資料	別紙

(公表日及び意見の募集期間等)

(1) 公表日 令和8年1月23日(金)

(2) 意見の提出期間及び募集期間

令和8年1月23日(金)～令和8年2月13日(金)

(3) 公表資料の入手方法

●市ホームページ

●閲覧場所

- ・都留市役所(総務課 法制広報担当、上下水道課 上水道・簡易水道担当)
- ・教育プラザ都留 学校教育課
- ・いきいきプラザ都留
- ・各地域コミュニティセンター

【月曜日～金曜日(祝日は除く) 8:30～17:15】

- ・都留市立図書館

【火曜日～日曜日、祝日(月曜日が祝日の場合は閲覧可。翌日の火曜日は休館)】

【火曜日～木曜日 9時30分から19時】

【金曜日～日曜日 9時30分から17時】

(4) 問合先及び意見等の提出先

●直接持参 上下水道課 上水道・簡易水道担当

●郵便 〒402-8501(住所不要)都留市役所 上下水道課 行

●ファクシミリ 0554-43-5049(送信票を添付してください。)

●電子メール jyousui@city.tsuru.lg.jp

様式は自由ですが、案件名、氏名、住所、連絡先のご記入をお願いします。
ご記入がない場合は、受けられませんのでご了承ください。

問合先

上下水道課 上水道担当

0554-43-1111 (内線 151)